平成２８年（フ）第２９３号
熊本市中央区京町１丁目14番８－507号
債務者　川上眞由美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２７号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目43番26号
債務者　志賀　由香
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２５号
宮崎市恒久３丁目20番地14　宇田ハイツ402号、前住所神奈川県海老名市上郷１丁目５番35－301号
債務者　坂本　龍夫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５２号
宮崎市田野町乙9521番地　市営住宅光53－１棟303号
債務者　永牟田浩實
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５８号
宮崎市京塚２丁目１番16号　奥野アパート１号
債務者　松元レイ子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１５号
宮崎県日向市大字日知屋2468番地１　グリーンヒルズ１－103号
債務者　野田雄一朗
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１６号
宮崎県日向市大字日知屋2468番地１　グリーンヒルズ１－103号
債務者　野田安寿子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２１２号
鹿児島県いちき串木野市西塩田町108番地　リバーサイド五反田202号
債務者　森薗　純慈
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市玉里町15番17号
債務者　井手みどり
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６８号
石川県能美市寺井町ナ18番地５、住民票上の住所石川県加賀市山中温泉宮の杜２丁目７番地
債務者　竹内　真紀
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３０号
福井県敦賀市山泉73号1105番地、前住所福井県敦賀市松原町22番８号
債務者　小林　和平
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第５９号
長野県佐久市岩村田1915番地１　ＯａｋｓⅡ105号
債務者　佐々木　登
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市寺本４丁目70番地　10－203号
債務者　西岡美智子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目110－28　ルナ東園田301号、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の６　東園田マンション105号
債務者　齋藤　弘美
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４３号
兵庫県西宮市甲陽園東山町５番30号
債務者　サロンドフローラこと　藤原　智加
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５７号
神戸市西区井吹台東町４丁目20番地の４
債務者　野田　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
兵庫県明石市二見町西二見駅前２丁目143番地の１
債務者　ＩＳＭこと　大村　和泉
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係